

マージン率等に係る情報提供

株式会社ブレイド
許可番号: 派14—300954

労働者派遣法第23条第5項に基づき、下記の情報を提供します。

対象: 令和2年度(令和2年1月～12月)

記

- 1 派遣労働者数(対象期間末日現在) 17 人
- 2 派遣先事業所数 10 事業所
- 3 労働者派遣に関する料金の平均額 34,518 円
※1日当たりの料金額(8時間労働として計算)
- 4 派遣労働者の賃金の額の平均額 24,552 円
※1日当たりの賃金額(8時間労働として計算)
- 5 労働者派遣に関する料金の平均額から派遣労働者の賃金の額の平均額を控除した額を
当該労働者派遣に関する料金の平均額で除して得た割合 28.9 %
- 6 派遣労働者のキャリア形成支援制度に関する事項
キャリアコンサルティングの相談窓口 派遣元管理責任者宛て TEL 046-200-2221

訓練の内容	対象者	実施主体	方法	費用負担	賃金支給
プログラム研修	新規採用者	弊社	OFF-JT	無償	有給
リーダー育成研修	リーダー候補者	弊社	OFF-JT	無償	有給
ヒューマンスキル研修	全員 (長期的キャリア形成)	外部教育訓練機関	OFF-JT	無償	有給
テクニカルスキル研修	全員 (長期的キャリア形成)	外部教育訓練機関	OFF-JT	無償	有給

7 その他労働者派遣事業の業務に関し参考となる事項

マージンには、営業利益の他、以下のような経費が含まれております。

- ・法定福利費(事業主として負担すべき社会保険料および労働保険料)
- ・派遣労働者の年次有給休暇および慶弔等の特別休暇取得時にかかる賃金
- ・派遣労働者の教育研修費用
- ・営業・管理・採用活動等、事業運営にあたる労働者の人件費
- ・オフィス賃料や、通信費、光熱費をはじめとする諸費用 他

8 派遣労働者の待遇の決定に係る労使協定を締結しているか否かの別
労使協定を締結している (協定書の有効期間終期 令和4年3月31日)

以上